



# 第3次三田市地域福祉計画

令和5年度 ▶▶▶ 令和9年度

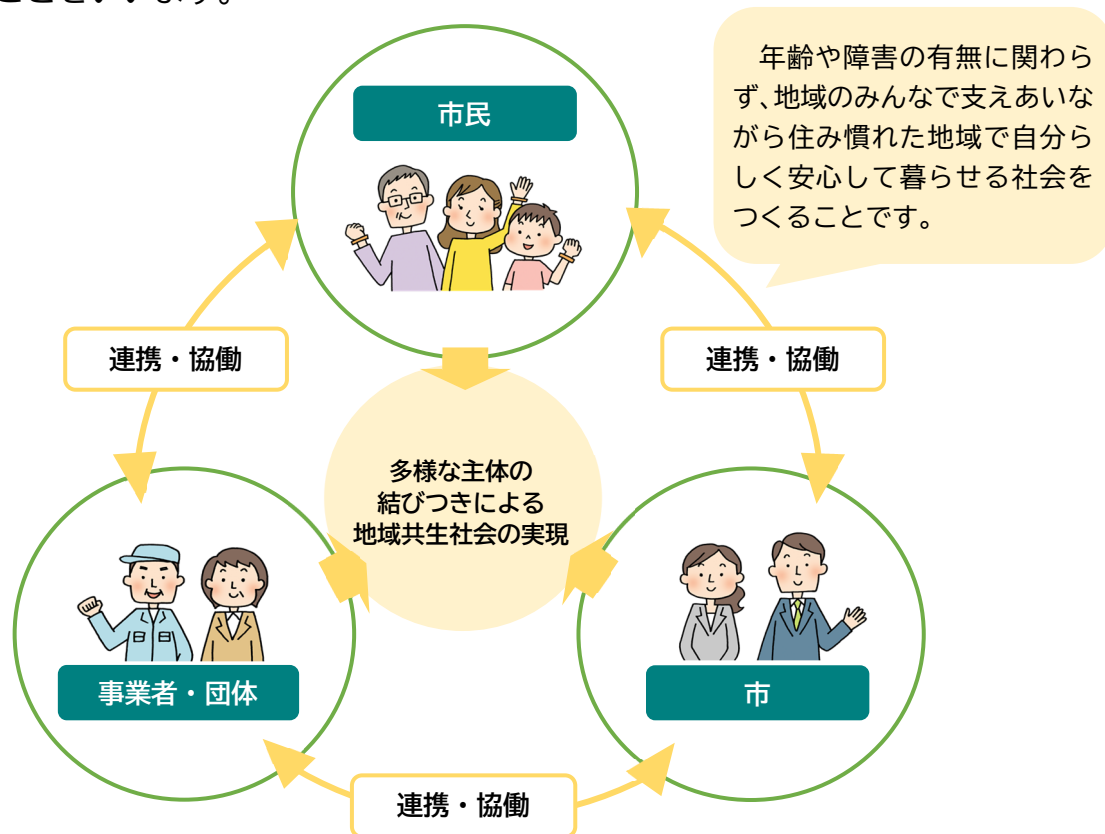
つながる 寄りそう 支えあう  
誰もが自分らしく 安心して暮らせる 共生のまち さんだ



令和5年3月  
三田市

## 地域福祉とは

「地域福祉」とは、市民、事業者・団体、市等の様々な担い手が協力し合い、誰もが住み慣れた地域で、ゆるやかなつながりをつくり、自分らしく安心して暮らせる地域共生社会を目指すことをいいます。



## 地域福祉計画とは

平成 30 年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画は地域共生社会の実現に向けた福祉の基本的な考え方を示すものとして位置付けられました。この計画は地域福祉の様々な担い手（市民、事業者・団体、市等）の協働により、総合的・計画的に地域福祉を進めていくための理念と仕組みをつくるものです。

また、本計画は「成年後見制度利用促進基本計画」を含有しています。

## 計画がめざすもの

計画では、地域に暮らすすべての人がつながり、寄りそい、支えあい、互いの個性を尊重し合いながら自分らしく安心して暮らすことができる「共生のまち さんだ」を基本理念に掲げ、市民、事業者・団体、市等が協働し、地域で互いに助け合い、支えあう地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進します。

## 計画の基本理念

つながる 寄りそう 支えあう

誰もが自分らしく 安心して暮らせる 共生のまち さんだ

## 基本目標と基本施策

### 基本目標1 つながり、支えあう地域づくり

#### 基本施策

- ➔ 1 身近な地域のつながり、支えあいづくり
- ➔ 2 気軽に集い、交流できる場の推進
- ➔ 3 地域福祉を支える人づくり

### 基本目標2 困りごとを受けとめ、支援する仕組みづくり

#### 基本施策

- ➔ 1 身近な相談支援の充実
- ➔ 2 社会的孤立を防ぐ支援の推進
- ➔ 3 多様な主体が連携・協働する支援体制づくり

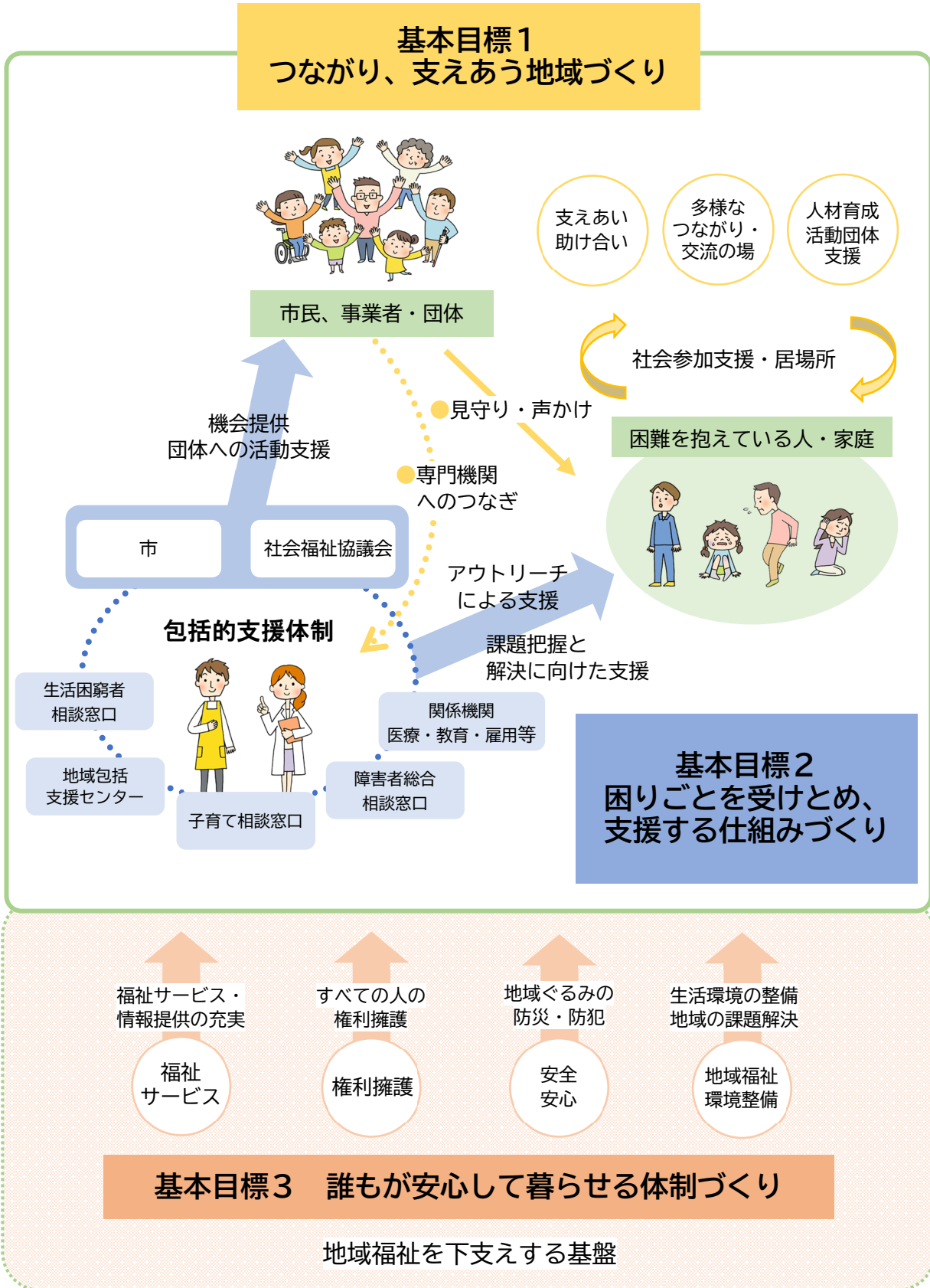
### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる体制づくり

#### 基本施策

- ➔ 1 福祉サービスの促進と強化
- ➔ 2 権利擁護の充実 【成年後見制度利用促進基本計画】
- ➔ 3 防災・防犯活動の推進
- ➔ 4 地域福祉を推進する環境整備



# 基本目標の関係図



## 施策の展開

### 基本目標1 つながり、支えあう地域づくり

#### 目指したい姿

- 日常的にあいさつや声かけが交わされ、顔の見える関係が構築されています。
- 市民同士が、支えあい、協力して助け合える地域となっています。
- コミュニティ活動の多様な主体が、円滑に効果的に連携し、活動が活性化しています。
- 各地域では、地域の特性を活かした交流の場や居場所があり、市民同士による交流の輪が広がっています。
- 誰もが自分に合った居場所を見つけられるよう、コミュニティでの多様な居場所づくりが展開されています。
- 子どもの時から福祉の心を育み、お互いに相手を思いやる意識の醸成と福祉活動への関心が高まっています。
- 地域福祉活動やボランティア活動に意欲や関心のある人が増えて地域活動が活発に行われるとともに、活動団体同士の交流や連携が盛んで活気ある活動が展開されています。

#### みんなで取り組むこと

市民	<p>○自分たちの住む地域への関心を持ち、声かけや見守り活動により地域で助け合います。</p> <p>○自分の住んでいる地域でどのような交流の場や居場所があるのか関心を持ち、必要とする人を居場所につなぎます。</p> <p>○支援を必要とする人に関心を持ち、地域福祉活動やボランティア活動に積極的に参加します。</p>
事業者 団体	<p>◇事業活動、団体活動の中で、地域活動へ協力するなど、地域との関係づくりを心がけます。</p> <p>◇子どもから高齢者まで誰もが集うことのできる機会づくりに協力します。</p> <p>◇地域の一員として、事業者・団体等の強みを発揮し、地域福祉活動に関わります。</p>
市	<p>□コミュニティにおける支えあい活動の支援</p> <p>□地域における見守り活動の推進</p> <p>□様々な交流・居場所づくりの推進</p> <p>□地域福祉活動の支援</p> <p>□地域福祉に関する学習機会の充実</p> <p>□地域福祉を支える人材の育成</p>



## 基本目標2 困りごとを受けとめ、支援する仕組みづくり

### 目指したい姿

- 市や身近な地域、各種相談支援窓口において、気軽に相談しやすい雰囲気があり、相談者に寄りそった支援が展開されています。
- 市民が抱える様々な生活課題等の困りごとが、身近な相談窓口で分野を問わず受けとめられ、適切な支援につながっています。
- 誰もが社会とのつながりを持ち、自分らしさを大切に、生きがいを持って暮らしています。
- 孤独・孤立は誰にでも起こる可能性があり、社会全体で取り組む必要がある問題であるという認識が地域に浸透しています。
- 様々な問題を抱えた人や世帯が適切に必要な支援につながっています。
- 市や関係する支援機関等が、制度・分野にとらわれず地域での様々な課題を受けとめ、連携・協働して課題解決を図る体制が整っています。

### みんなで取り組むこと

<p>市民</p>	<p>○隣近所の人困っていたり、いつもと様子が違っていたら、声かけを行い、支援が必要と思ったら、市や相談支援機関へ連絡します。</p> <p>○困ったことがあれば、一人で悩まず相談します。</p> <p>○市民同士で身近な相談窓口等の情報を教え合います。</p>
<p>事業者 団体</p>	<p>◇地域活動団体等は、日頃から市民と交流する機会を持ち、支援を必要とする人に気づいたら、市や相談支援機関につながります。</p> <p>◇事業活動や団体活動等による地域でのつながりを活かし、社会的な孤立を防ぎます。</p> <p>◇地域の課題解決に向け、地域活動団体間で積極的に交流・情報共有します。</p>
<p>市</p>	<p>□早期に気づき、支援につながる相談支援体制の充実</p> <p>□相談につながる多様な機会や場づくり</p> <p>□生活に困難を抱える人に対する支援</p> <p>□孤立の要因の解消・社会的自立に向けた支援</p> <p>□多機関が連携・協働する相談支援体制づくり</p> <p>□包括的な相談支援ネットワークの充実</p>



## 基本目標3 誰もが安心して暮らせる体制づくり

### 目指したい姿

- 誰もが必要なサービスや支援が受けられ、自分らしく安心して暮らしています。
- 福祉専門職が、安心して、やりがいを持って働き続けられる環境が整備され、人材不足の解消と適切なサービス提供につながっています。
- 地域をみんなで守る意識が一層高まり、地域における防災・防犯活動が推進されています。
- 災害時に要支援者を含めた誰もが取り残されることなく、安全に避難することができる環境がつくられています。
- 福祉の枠を超え、まちの多様な主体が連携・協働し、地域の課題解決に向けた取組が活発に行われています。
- 既存の福祉サービスだけでは対応できない課題に対し、柔軟かつ発展的に課題解決に向けた協議ができる体制が整っています。

### みんなで取り組むこと

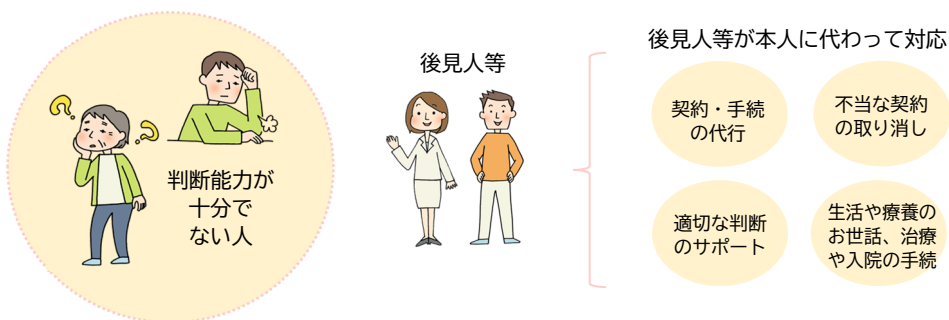
市民	<p>○福祉サービスの利用に際して、事業者等の情報を積極的に活用し、状況に応じて必要なサービスを利用します。</p> <p>○防災用品やローリングストックで家族構成や家族の健康状態に合った食料品の備蓄を行い、避難所や避難経路の把握等、災害時の避難行動について家族や地域で災害に備えます。</p> <p>○買い物や移動、ごみ出し等に関して困っている人がいたら、できる範囲で声かけや情報を提供し、互いに助け合えるようにします。</p>
事業者団体	<p>◇福祉サービス事業者は、利用者やその家族に対し、福祉に関する支援やサービスの情報提供、説明を行うなど、支援の利用につながるよう十分に配慮し、その人らしい生活ができるよう努めます。</p> <p>◇地域での自主防災活動や自主防犯活動に協力します。</p> <p>◇誰もが利用しやすい施設環境やサービス提供等の配慮を心がけます。</p>
市	<p>□利用者ニーズに応える福祉サービスの充実</p> <p>□情報提供体制の充実</p> <p>□防災・防犯活動の支援</p> <p>□避難行動要支援者等の支援</p> <p>□生活環境の整備</p> <p>□地域福祉課題の解決に向けた取組の推進</p>



# —成年後見制度利用促進基本計画—【権利擁護の充実】

## 成年後見制度とは


認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金等の管理、相続の手続等の財産管理や、介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約等を一人で行うことが難しい場合があります。また、よくわからないままに自分に不利益な契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。そのような判断能力の十分でない人を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。



## 目指したい姿

- すべての人の権利が守られ、尊厳を持ってその人らしい生活が送れるよう、地域全体で見守る体制が整っています。
- 認知症、障害等により判断能力が十分でない人も、成年後見制度の利用や地域の協力で、安心して住み慣れた地域で暮らしています。

## みんなで取り組むこと

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度をはじめとした権利擁護のための制度について理解を深めます。</li> <li>○判断能力の低下等により困りごとを抱える人を、三田市権利擁護・成年後見支援センター等の関係機関につなぎます。</li> </ul>
事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇福祉サービス事業所は、権利擁護に関する研修等を行い、権利擁護の視点に立ったサービス提供を行います。</li> <li>◇事業活動や団体活動を通して、成年後見制度の利用が必要な人を三田市権利擁護・成年後見支援センター等関係機関につなぎます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 権利擁護の意識づくり</li> <li><input type="checkbox"/> 権利擁護の相談支援</li> <li><input type="checkbox"/> 成年後見制度をはじめとした権利擁護の推進</li> <li><input type="checkbox"/> 地域連携のネットワークづくり</li> </ul> 

### 第3次三田市地域福祉計画【概要版】

発行年月：令和5年3月 発行・編集：三田市 共生社会部 福祉共生室 地域福祉課  
〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 電話番号：079-559-5069 F A X：079-563-7776